

杉並区立学校給食代替弁当補助金交付要綱

令和5年9月27日

5 杉教第 5949 号

改正 令和6年3月29日杉教第11804号

(目的)

第1条 この要綱は、区立学校における給食費無償化による学校給食の現物支給を受ける児童生徒の保護者との負担の公平を図るとともに、弁当対応の児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、弁当対応の児童生徒の保護者に対し、弁当対応に必要な費用の一部を区が補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 杉並区立学校設置条例(昭和35年杉並区条例第1号)別表に定める小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (3) 児童生徒 区立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (4) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。
- (5) 弁当対応 食物アレルギー等又は給食室改修工事等を理由とする弁当の持参であって、次に定めるものをいう。

ア 食物アレルギー等を理由とする弁当対応は、学校給食の1食における全ての飲食物に代わり、持参した弁当を児童生徒が飲食することをいう。

イ 給食室改修工事等を理由とする弁当対応は、学校給食の提供が停止していることにより、持参した弁当を児童生徒が食することをいい、学校給食として牛乳のみを提供することをいう。

- (6) 給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助の対象)

第3条 この要綱による補助対象者(以下「対象者」という。)は、食物アレルギー等のための弁当を持参している児童生徒の保護者又は区立学校の給食室改修工事等のため、学校給食の提供が停止していることにより弁当を持参している児童生徒の保護者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額(以下「補助額」という。)は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に食物アレルギー等のため、弁当対応の児童生徒が在籍する区立学校における弁当対応の実施回数(以下「弁当回数」という。)に、別に定める標準食単価を乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、給食室改修工事等のための弁当対応の補助金の額について準用する。この場合において、前項中「食物アレルギー等」とあるのは「給食室改修工事等」と、「標準食単

価」とあるのは「標準食単価から牛乳代を減じた額」と読み替える。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、杉並区立学校給食代替弁当補助金交付申請書・請求書（兼同意書・支払金口座振替依頼書）（第1号様式。以下「申請書」という。）に区長が必要と認める書類を添えて、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）を通じて区長宛てに申請するものとする。

2 前項の規定による申請の期限は、教育委員会が別に定める日までとする。ただし、児童生徒が年度途中で区外に転校した場合は、転校した日の属する月の翌月の末日までを当該申請の期限とする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、児童生徒が3月に区外に転校した場合における第1項の規定による申請の期限は、教育委員会が別に定める。

(交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、杉並区立学校給食代替弁当補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 区長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の規定による交付の決定に当たり必要な条件を付すことができる。

3 区長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、杉並区立学校給食代替弁当補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(変更届)

第7条 前条第1項の規定に基づき交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請書により届け出た内容又は交付決定を受けた内容に変更があった場合は、杉並区立学校給食代替弁当補助金内容変更届（第4号様式）により教育委員会を通じて区長宛てに届け出るものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

(補助額の確定及び交付)

第8条 弁当対応の児童生徒が在籍する区立学校の校長は、杉並区立学校給食代替弁当補助金実績報告書（第5号様式）により、対象者の弁当回数を教育委員会を通じて区長宛てに報告する。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは交付決定者の補助額を確定し、杉並区立学校給食代替弁当補助金交付額確定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知する。

3 区長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに交付決定者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 対象者に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他区長が取り消す事由があると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したとき又は取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、杉並区立学校給食代替弁当補助金交付決定取消通知書・返還請求書（第7号様式）により交付決定者に通知し、補助金の返還を求めることができる。

（関係書類の保管）

第10条 交付決定者は、補助金の交付に係る書類を整理し、交付を受けた補助金の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に交付決定された補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

附 則（令和6年4月1日杉教第11804号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。